

隠岐圏域(島後)水害・土砂災害に関する減災対策協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「隠岐圏域(島後)水害・土砂災害に関する減災対策協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 隠岐圏域(島後)における堤防決壊や越水等に伴う浸水被害や土砂災害に備え、国・県・市町村など関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、計画的に推進することにより、社会全体で洪水や土砂災害に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の実施事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 現状の水害及び土砂災害リスク情報や取組状況の共有
- 二 逃げ遅れによる人的被害をなくす、地域社会機能の継続性を確保することを実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有
- 三 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ

(協議会の組織)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

2 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて別表2に掲げるオブザーバーの出席を要請し、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、島根県総務部隠岐支庁県土整備局企画調整スタッフが務める。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

2 本会は、水防法(昭和24年法律第193号)第15条の10に規定する都道府県大規模氾濫減災協議会を兼ねることとする。

3 前項の協議会の対象河川は、八尾川、その他隠岐圏域（島後）における二級河川とする。

（附則）

- 1 本規約は、平成29年6月6日から施行する。
- 2 本規約は、平成30年6月12日から施行する。

(別表 1)

(委員)

隠岐の島町長

気象庁 松江地方気象台長

島根県 総務部隠岐支庁長

島根県 総務部隠岐支庁県土整備局長

(別表 2)

(オブザーバー)

中国地方整備局河川部

島根県総務部隠岐支庁県民局

島根県防災部防災危機管理課

島根県土木部河川課

島根県土木部砂防課

その他有識者